

奈良県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、櫟本
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉本 昭藏

天理市櫟本町二二九八五一一

理事 吉本 利郎

二三八八

監事 藤内 茂弘

七〇三

監事 本田 陽康

六三八

中崎 太平

九二七

八百井 忠弘

一四二九一一

監事 奥田 政男

六六九

監事 戸田 環

一〇三六一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉本 昭藏

天理市櫟本町二二九八五一一

理事 吉本 利郎

二三八八

理事 福本 雅勇

七〇七

理事 吉川 重男

六三三一

理事 西城 賢

八九九

監事 岸 均

八四九

監事 奥本 紀雄

六四七

監事 津田 弘夫

三六八

一四五三